

NHK

重要

返送期日: 11月29日必着

料金後納郵便

特別あて所配達

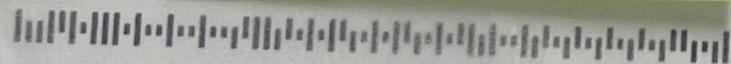
これは、住所又は居所のみを記載した郵便物です。

転送不要

【差出人】

日本放送協会

東京都渋谷区神南2-2-1



これは、住所又は居所のみを記載した郵便物です。

1102-035-462-04

503089687#089687-000710-14-1114

■DM番号 K09-000-361

【お問い合わせ先】

NHK お問い合わせ窓口

電話 0570-033-011

(午前9時～午後6時)

※番号のおかけ間違いにご注意ください。

※お客様のお使いの電話番号から上記のナビダイヤルをご利用になれない場合は、050-3786-5011をご利用ください。(午前9時～午後6時)

(還付先) 〒219-8799 川崎東郵便局留

TOP

信書の問題点

国際スピード郵便(EMS)の問題点



いい競争で、いいサービスを。

信書における問題点

クロネコメール便を廃止してから1年以上、お客さまからいまだに復活を希望する声が届いています。
廃止の理由は、信書の定義がわかりにくく、お客さまが信書を送ることで罪に問われるリスクがあるためでした。
残念ながら、その状況はいまだに改善されていません。

信書とは？

信書とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」です。
(郵便法第4条第2項)



1 信書の問題は放置されたままです。

信書概念は曖昧な「内容基準」のため、同じ文書でも、送付する状況や文面のわずかな違いにより、信書であったりなかったりします。

私たちは、信書に当たるか否かを国民の誰もが判断できるように、信書の範囲を封筒の大きさで決める「外形基準」を導入することを、2013年12月 総務省 情報通信審議会 郵政政策部会へ提案しました。しかし、この提案について十分な議論がなされることはなく、2014年3月 情報通信審議会は中間答申（案）の中で、外形基準では

- ・憲法上保障された「通信の秘密」などを合理的に確保できない
- ・現在、宅配便事業者が送付できているものが送付できなくなる事態が発生し、市場の活性化につながらない

との見解を示しました。その後、2015年9月の最終答申でも十分な議論が行われることはなく、2016年7月に発足した総務省の「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」においては議題にすら上がりませんでした。

政府は信書便市場における利便性向上のため、分かりにくい信書の定義を国民の誰もが分かりやすい基準へ変更するよう、改正に向けた議論を進めるべきです。



2 送る人が罪に問われるリスクがあります。

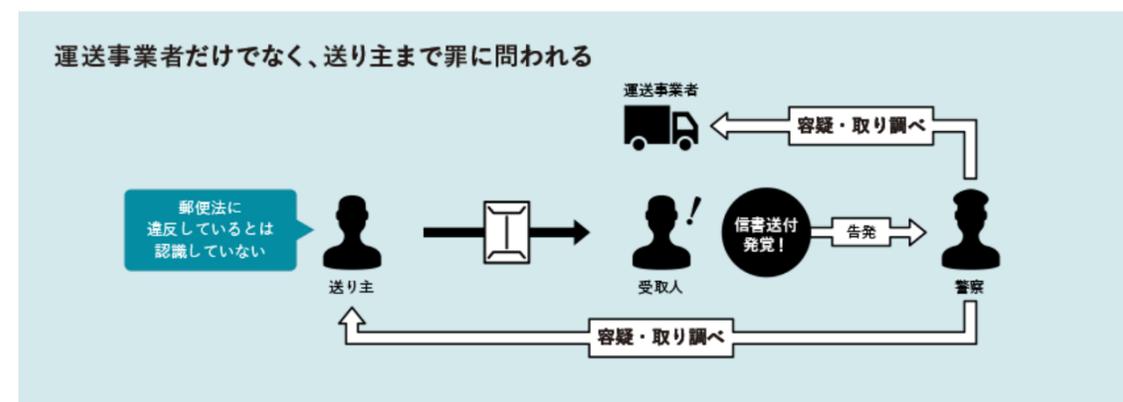
信書規制の最大の問題は「何が信書に当たるのかわかりにくい」にもかかわらず、郵便または信書便以外で信書を送った場合、運送事業者だけでなく送り主も罰せられることです。

これまで私たちは、信書を送達した運送事業者のみを罰するべきであると主張し続けてきましたが、罰則規定が見直されることはありませんでした。

一方、2016年10月には日本郵便から個人向けの「ゆうパケット」が発売され、意図せぬ郵便法違反により国民が罰せられる危険は高まりつつあります。

「ゆうパケット」は「荷物を運ぶサービス」であるため信書を送ることはできません。しかし「ゆうパケット」は対面での内容物確認などの事前の事務手続きなしに、郵便ポストへ差し出すことができ、利用者は、「ゆうパケット」で信書も送れると誤認することが懸念されます。

このような状況を是正するべく、送り主への罰則規定は廃止するべきであり、また、「ゆうパケット」のような「荷物を運ぶサービス」を郵便ポストで引き受けることを中止するべきと、私たちは考えます。



3 ユニバーサルサービスの会計が不透明です。

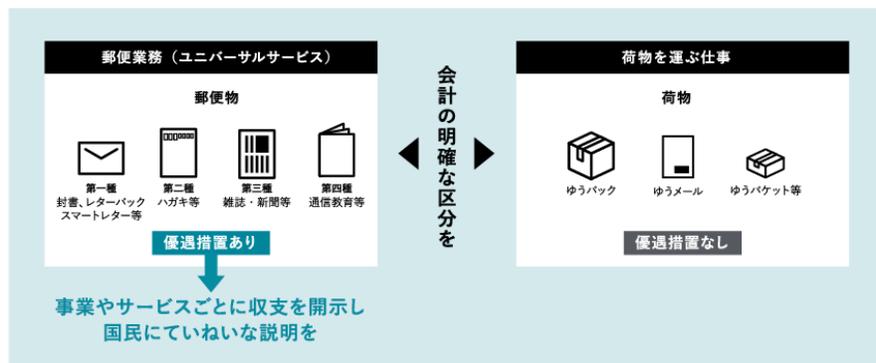
私たちはユニバーサルサービスである郵便事業を維持するために国民に負担を強いる以上、どの事業・サービスが赤字であるのかを明確にし、国民に分かりやすく説明すべきであると主張してきました。

2016年7月、総務省に「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」が発足し議論が行われ、2016年12月の検討会では、郵便事業の収支状況の情報開示について、「どの部分が赤字で、どの部分がユニバーサルサービスなのかなどを国民に説明しないと理解が得られない」、「現在の収支状況の公表資料では、どれがユニバーサルサービスで、その収支がいくらであるかなどがよく分からない」との問題提起がなされる等、徐々に議論が進みつつあります。

一方、2016年10月より郵便ポストでの引受けが可能となった「ゆうパケット」に関して、私たちは「ゆうメール」や「ゆうパケット」等の「荷物を運ぶサービス」を郵便ポストで引き受けた場合、その引受けコストは、郵便物の引受けコストと会計上どのように区別されているのかについて総務省の情報流通行政局郵政行政部（以下、総務省）へ質問を行いました。総務省は関係法令により区分されているとの回答でした。

総務省の検討会でもユニバーサルサービスの収支状況を明確にするべきとの議論が進む中、私たちも総務省の検討会の問題提起と同様に会計が不透明であると考えています。したがって、総務省が会計区分されているとする回答には疑念を抱かざるを得ません。

今後、総務省の検討会で議論を深めていただくとともに、会計の透明性を確保し、国民に不可欠なユニバーサルサービスの範囲を明確化することで郵便事業を最小限の国民負担で維持すべきであるという考えのもと、私たちは引き続き総務省への働きかけを行ってまいります。

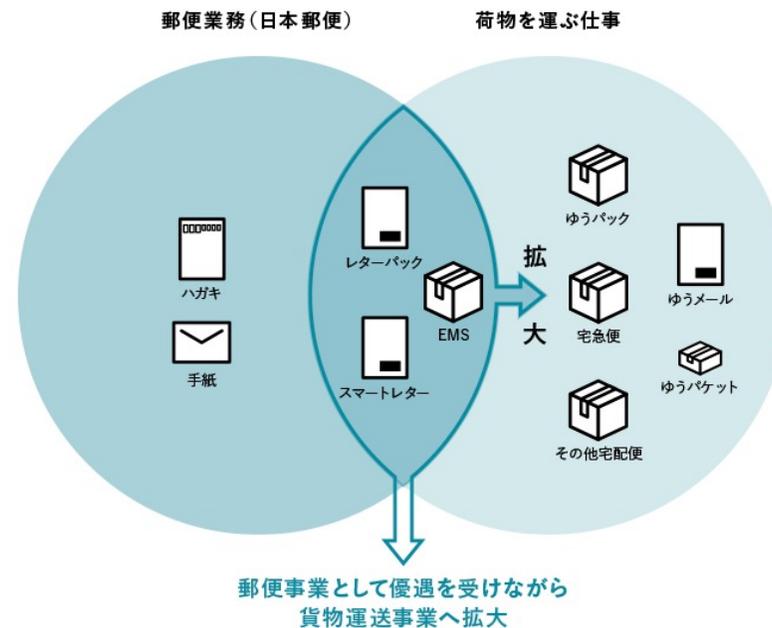


4 貨物市場の公平公正な競争が阻害されています。

日本郵便が提供する「レターパック」や「スマートレター」は、「信書も非信書も送れる」サービスとして推奨販売されています。

また、「ゆうメール」や「ゆうパケット」は荷物を運ぶサービスですが、郵便事業を維持するための資産である郵便ポストでの引受けが可能です。

「信書も非信書も送れる」サービスは、貨物市場を侵食し民間の競争を妨げるものであり、国民の利便性が阻害されることになりかねません。さらに郵便ポストで荷物を運ぶサービスを引受けることは、郵便事業者としての優遇を受けながら貨物運送事業を拡充していることに他ならず、貨物市場の公平公正な競争が阻害されると、私たちは考えます。



5 民間事業者が便利なサービスを生み出しにくい状況です。

多くのお客さまから「クロネコメール便を復活してほしい」、「自由にサービスを選びたい」というご意見をいただきました。しかし、信書の定義が曖昧な内容基準で、送る側と運ぶ側の両方に対し罰則が設けられている現状では、信書の混在するおそれのあるクロネコメール便を扱うことは難しいのが実情です。そして、民間事業者同士の公平公正な競争が促進されないことから、お客さまの要望に沿ったサービスが生まれにくい状況にあります。

私たちは公平公正な競争条件のもと、互いが切磋琢磨し、より便利なサービスを創造することこそ、国民の利便性向上や日本経済の発展につながると考えています。

6 クロネコメール便廃止後、郵便料金が上がり続けています。

1997年に当社がクロネコメール便を開始して以降、それまで値上げを繰り返してきた郵便料金は22年間据え置かれてきました。しかし、2015年3月に私たちがクロネコメール便を廃止した後、2016年6月1日から一部の内国郵便物の基本割引率の引き下げと、国際スピード郵便（EMS）の値上げがなされました。さらに、2017年6月1日からは「はがき」や「ゆうメール」等の値上げも実施されます。

値上げの理由は、人件費の増加や再配達によるコスト増などが挙げられていますが、もし競争があれば、料金は据え置かれたかもしれません。

経営状況に応じて各事業者が提供するサービスの料金が改定されること自体に異存はありませんが、公平公正な競争環境がない状態では特定の事業者の独占につながり、国民の利便性の低下を招きかねないと私たちは考えます。

Colabo及び仁藤夢乃さんに対する誹謗中傷等について・補足説明

2022年12月1日

一般社団法人Colabo及び同代表理事仁藤夢乃弁護士団

Colaboの具体的な事業の内容や報告、会計について寄せられた誹謗中傷や疑問などにかかわる論点については、11月29日の記者会見で配布した資料(Colaboホームページ掲載 <https://colabo-official.net/wp-content/uploads/2022/11/HP.pdf> 以下「11月29日付説明資料」)で既にご説明していますが、念のためいくつかの主要な点について補足説明致します。

1. 事業の全体的な位置づけ

まず全体的な事業の位置づけとしては、これまでご説明したとおり、東京都の若年被害女性等支援事業は「委託事業」であり、Colaboがこの事業に関して都から受け取っているのは「委託経費」であって、「交付金」や「助成金」ではありません。東京都とColaboの間で委託契約を締結し、事業に必要な経費の見込みを立てて予算申請し、その結果認められた予算の範囲内で事業を行うものです。なお、事業実施においては都の委託経費を超えた支出をすることは珍しくありません。その場合、超過額はColaboの自主財源(寄付金や自主事業の収益、民間団体からの助成金)から支出することとなります。実際に行った事業の支出が若年女性事業の予算の枠を超えた場合には、事業実施報告書記載の金額は、予算の合計額と同額を報告しているというようになります。

2. 事業ごとの取扱の違い

若年被害女性等支援事業においては、領収証の提出義務はありませんが、保管義務はあり、都からの調査があればいつでも提示し説明することとなっています。Colaboが関与している都の事業は若年被害女性等支援事業のみではなく、これと別途にDV等被害者支援事業という事業もあり、これについても11月29日付説明資料において2頁、8頁(Q8)で言及しています。このDV等被害者支援事業は、若年被害者等支援事業と異なり、実績に応じて領収証を都に提出し、それに基づいて「交付金」の支給を受けるものです。都の規定も事業によって異なります。

3. 委託経費の予算と実際の支出の関係

若年被害女性等支援事業の委託経費の予算は、「車両関係費」「宿泊支援費」などいくつかの大項目に分かれています。ただし実際の事業の遂行の中で、当初の計画とは異なって、新たな対象に支出する必要性が生じたり、逆に予定していた支出がなくなるなどの変更もあります。この場合、Colaboとしては、項目を越えた調整をすることがあります。このような、項目を越える支出の調整を禁じる規定はなく、項目を越える調整をおこなっても問題ありません。

項目を越える支出調整の例としては、大項目となる「車両関連費 予算 1,028,000円」の限度の中で、当初は駐車場に支出する予算に組み込んでいた額を、車の備品の購入に充てるなど、実情に応じた調整を行ったことがあります。この例の場合は、「車両関連費」という大項目の内部における、費目を越えた調整でしたが、大項目を越えた支出調整も、若年被害女性等委託事業についての都との委託契約において禁じられています。

ん。ただし、Colaboとしては、支出調整をする場合にはなるべく大項目の場合の費目調整に収まるような処理に努め、大項目を越える費目調整は基本的にしないようにしています。

なお、一般的には、その年度の事業実績の額が予算の上限を上回った場合には、事業実績の額が予算の上限額と一致するのですが、年度途中で、事業実施の必要性に応じ、予算が追加されることもあります。そのような場合には、年度当初の予算額に追加された予算額を上限として、事業実施実績の額が決算として報告され都に承認されるということになります。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響がまだ大きく、世の中全体が混乱状態で、自粛が相次ぐなかでネットカフェやホテルなどから締め出され、「ステイホーム」と言われても家庭にもいられないという状況の若年女性がたくさんいて、Colaboへの相談が激増しました。Colaboは感染予防をしながらバスカフェなどの活動を止めずに動いてきました。

このような状況を受けて、都は、なんとか対応しなくてはならないと認識し、期中に2度予算を上乗せするということもありました。そのように期中に予算が上乗せされた場合には、当然のことながら、事業計画書記載の委託経費総額より、事業報告書記載の金額のほうが高くなります。

4. 宿泊支援費についての補足

令和3年度の宿泊支援費 300万円と若年被害女性等支援事業における宿泊支援の関係についても補足説明します。宿泊支援の対象となったのは232泊分であり、これはColaboの事業報告書と都への報告とで一致しています。さらに、11月29日付説明資料のQ16(19頁以下)でも説明した通り、女性の状況によってはその女性に付き添うスタッフの宿泊なども発生するので、若年被害女性等支援事業全体で「宿泊」に実際に使用した金額は300万円を超過し、予算上限の300万円がそのまま実績となりました。

この予算300万円を作成した時には、1泊1万円を目安として延べ300泊分として、総額で上限300万円の予算申請が認められたわけです。ただし実際の宿泊は、1泊ごとに1万円が限度と決められているわけではなく、1泊1万円を超過する場合もあり、また前述のように対象女性以外のスタッフの宿泊なども発生したので、結果的には宿泊に要した費用が全体で予算上限の300万円を超え、300万円の予算の上限がそのまま実績となったというわけです。

ここで、「1泊1万円が上限であり、232泊なら232万円以下のはずだ。300万円も使うわけがない」という主張がSNSでは見受けられますが、これはいくつもの誤解か曲解が重なったものです。

Colaboは、令和2年12月から令和3年3月まで、東京都の緊急の支援事業「緊急自殺予防対策」として、1泊あたり1万円で女性たちにホテル宿泊支援を提供したことがあります。これは令和2年度の若年被害女性等支援事業に、年度途中で、当初の委託経費と別に緊急の対策として追加されたものです。これについては東京都との取り決めにおいて、1泊あたり1万円ということが明記されていました。SNSにはこの緊急自殺予防対策事業に関する都の規定を引用して、令和3年度の若年被害女性等支援事業の宿泊支援についても「1泊1万円が上限であったはずだ」とする指摘が見られますが、両者は別次元のものであります。

7/28 神奈川県横浜

市

アンケート 集計結果

平成21年衆議院当選

者

平成21年衆議院候補

者

平成20年国会議員ア

ンケート

平成17年衆議院全当

選者

平成17年衆議院候補

者

平成17年衆院補選立

候補者

平成16年国会議員ア

ンケート

平成15年衆議院全当

選者

平成15年衆議院候補

者

論文・情報

北朝鮮の食糧農業

平成13年5月31日

日本放送協会 御中

神戸市長田区蓮宮通4?38

有本 明弘

貴局の報道姿勢に関する質問状

拝啓、初夏の候益々ご清祥のことと拝察致します。

さて、私と妻嘉代子の三女「恵子」は、昭和57年4月から留学のため訪れていた

ヨーロッパにおいて、昭和58年10月から消息を絶ち、昭和63年9

月、北海道に

ご在住の皆さんからのお知らせにより、北朝鮮に複数の日本人と共に自由

を奪われた

生活を強いられている事が判明致しました。

この事に関しては、平成5年5月に兵庫県警外事課の警察官により、娘

と北朝鮮の

工作員と一緒に撮影された写真を提示され、調書にも署名致しました。

また、その後の報道内容などから見ても、娘が本人の意思ではなく拉致された事は、

もはや疑う余地のないところと確信しております。

私も家族は、一日も早い娘との再会を信じ、18年間涙を吞んで待ちつづけて参

りましたが、貴局が行った、私達家族に対する取材活動について、甚だ理不尽な行為

があり、以下要項にて事実関係の究明とその情報の開示、貴局としての見解をご質問

申し上げます。

本行為により、結果的に娘の事件は永く隠蔽され、家族が強いられた心労は筆舌に

尽くしがたいものであります。更に、私達家族が被った不利益以上に、

「拉致事件」

が現在まで何ら進展していない事実を勘案すれば、北朝鮮との交渉の場において、深

刻な影響を及ぼしているのではないかと、恐ろしくなる程でございます。

私達の様な取材対象者の意思を、報道に携わる立場の者が意図的に歪める様な本行為

は、貴局に求められる報道倫理に著しく反するのではないのでしょうか。

何卒、視聴者の負託にこたえる為にも、貴局の真摯な姿勢と誠実なご回

答を希望し

て止みません。

先ずはご質問旁々ご挨拶まで。

敬具

記

? 問題事案の背景

平成3年1月16日、私ども夫婦と私の妹、Iさん（北海道）のお母さ

んとお兄さ

んの5名は、外務省への「救出要請」の後、同省近くの会場で記者会見を

もち、「事

件を公表して世論を喚起し、国に早期解決を促す」事を企図していた。

一連の行程は全てNHKが手配し、同社は記者会見の幹事会社を引き受けていた。

しかし、15日夜神戸放送局の記者・山本浩氏から私宛に連絡が入り、

「記者会見の

前に、東京で会って欲しい人が居る」と申し入れがあり、事情が分からな

いまま、承

諾した。

- 2009年
- 2008年
- 2007年
- 2006年
- 2005年
- 2004年
- 2003年
- 2002年
- 2001年
- 2000年
- 1999年

■ あなたにも出来る救
出運動

「あなたにもできる

こと」

■ 映画「めぐ

み」



■ 書籍



■ 書籍

■ 『金賢姫からの手
紙』

西岡力・趙甲済著

草思社刊 1575円

■ 全拉致被害者の帰国
なしに政府は制裁を
解除するな!

■ パンフレット

■ 救う会 8 ページパンフ

救う会 8 ページパ

ンフは、こちらを

ダウンロードし、

印刷してご利用下

さい

003913200

当日、記者会見場に報道各社を待機させたままで、有本・I（家族側5人）は、N HKの崎本利樹氏（東京）・田村啓氏（神戸）の2名の記者に、ウニタ書房の遠藤忠夫氏を紹介され、計8名による会談がもたれた。

遠藤氏は「氏名および住所を公にすると、日朝交渉に伴う水面下の努力が水泡に帰すので、止めて欲しい」と懇願し、「替わりに金日成の主治医につながる確かなパイプを有しているので、1?2ヶ月待ってもらえれば解決できる。」と事実上の会見中止を要請し、家族側は同意せざるを得なかった。記者会見は開かれたが、当初の私達家族の目的は頓挫した。

平成5年5月には兵庫県警外事課より娘の消息につながる証拠写真の提示を受け、調査が作られ、翌年3月の週刊文春が「恵子と・Iさん・Mさん」の拉致に関わる記事に掲載した。これらの事を踏まえ「事情が大きく異なった」として私は再度記者会見を要請するが各社全く取り合わなかった。

NHKに対しては、同年4月以降再三説明を求めたが、社会部長の井手上伸一氏から問題の究明に取り組むとした返答を、12月22日付けで受領したものの、約6年半が経過した現在も、私達家族はその結果を知らされていない。「拉致事件」に関する国民的関心が高まった今日、本件を個人的なものとして曖昧なままこれ以上放置することは、事件の早期解決に向けた国民的コンセンサスづくりに、むしろマイナスであるかと判断し、今回の「質問状提出」に至った。

？ 質問及び要望事項

1. 本件に関し、事実関係を調査して結果を公表して下さい。
2. 本件が貴局の報道倫理上問題があったのか否か、貴局の見解を表明して下さい。
3. 本書文中のI・M両家のプライバシーに充分ご配慮頂くことを、切にお願い申し上げます。

？ 添付文書

1. 本件について、支援者が私達家族への聴き取り調査に基づき記述した、ミニコミ紙の当該紙面を2種各1部ずつ同封します。
2. 本件に係わったNHK関係者及びウニタ書房遠藤忠夫氏の名刺写しを同封します。

？ 回答方法及び回答期日

1. 本文書へのご回答は、本書到着の後1ヶ月以内に文書にて行って下さい。
2. ご回答には、どの部署の誰が調査し、誰が責任ある回答をされるのか明らかにして下さい。

？ 本書の取扱いについて

本質問状については、貴局の監督官庁である総務省及び総務大臣に対し、同様趣旨の文書を提出させて頂きました。また、質問状提出及びご回答内容については他のマスコミ、拉致問題にかかわっている主要支援者に対し、公表します。

以上

平成13年5月3

1日

総務省

総務大臣 片山 虎之助 殿

神戸市長田区蓮宮通

4?38

有本 明弘

NHKの報道姿勢に関する質問状

拝啓、初夏の候益々ご清祥のことと拝察致します。

さて、私と妻嘉代子の三女「恵子」は、昭和57年4月から留学のため訪れていた

ヨロツパにおいて、昭和58年10月から消息を絶ち、昭和63年9月、北海道に

ご在住のIさんからのお知らせにより、北朝鮮に複数の日本人と共に自由を奪われた

生活を強いられている事が判明致しました。

この事に関しては、平成5年5月に兵庫県警外事課の警察官により、娘と北朝鮮の

工作員と一緒に撮影された写真を提示され、調書にも署名致しました。

また、その後の報道内容などから見ても、娘が本人の意思ではなく拉致された事は、

もはや疑う余地のないところと確信しております。

私ども家族は、一日も早い娘との再会を信じ、18年間涙を吞んで待ちつづけて参

りました。貴職が監督するところの「日本放送協会（NHK）」が行った、私達家

族に対する取材活動について、甚だ理不尽な行為があり、以下要項にて監督官庁とし

ての本件に関する見解を、貴職にご質問申し上げます。

本行為により、結果的に娘の事件は永く隠蔽され、家族が強いられた心労は筆舌に尽

くしがたいものであります。

更に、私達家族が被った不利益以上に、「拉致事件」が現在まで何ら進展していないな

い事実を勘案すれば、北朝鮮との交渉の場において、深刻な影響を及ぼしているの

はないかと、恐ろしくなる程でございます。

何卒「改革」を旗印に発足した新政権の名に恥じない様な、毅然とした姿勢をお示

し頂きたく存じ上げます。

先ずはお願い旁々ご挨拶まで。

記

？ 問題事案の背景

平成3年1月16日、私ども夫婦と私の妹、Iさん（北海道）のお母さんとお兄さんの5名は、外務省への「救出要請」の後、同省近くの会場で記者会見をもち、「事件を公表して世論を喚起し、国に早期解決を促す」事を企図していた。一連の行程は全てNHKが手配し、同社は記者会見の幹事会社を引き受けていた。

しかし、15日夜神戸放送局の記者・山本浩氏から私宛に連絡が入り、「記者会見の前に、東京で会って欲しい人が居る」と申し入れがあり、事情が分からな
いまま、承諾した。

当日、記者会見場に報道各社を待機させたままで、有本・I（家族側5人）は、NHKの崎本利樹氏（東京）・田村啓氏（神戸）の2名の記者に、ウニタ書房の遠藤忠夫氏を紹介され、計8名による会談がもたれた。

遠藤氏は「氏名および住所を公にすると、日朝交渉に伴う水面下の努力が水泡に帰すので、止めて欲しい」と懇願し、「替わりに金日成の主治医につながる確かなパイプを有しているので、1?2ヶ月待ってもらえれば解決できる。」と事実上の会見中止を要請し、家族側は同意せざるを得なかった。記者会見は開かれたが、当初の私達家族の目的は頓挫した。

平成5年5月には兵庫県警外事課より娘の消息につながる証拠写真の提示を受け、調査が作られ、翌年3月の週刊文春が「恵子と・Iさん・Mさん」の拉致に関わる記事を掲載した。これらの事を踏まえ「事情が大きく異なった」として私は再度記者会見を要請するが各社全く取り合わない。

NHKに対しては一連の行為についての説明を求めたが、社会部長の井手上伸一氏から問題の究明に取り組むとした返答を得たのみで、その後は事実上の無視となり現在に至る。

？ 質問及び要望事項

1. 本件に関し、監督官庁として見解を表明して下さい。
2. 5月15日、情報通信政策局放送政策課、企画係長・千田信久氏に提出した、貴殿への意見書について、見解を表明して下さい。
3. 本書文中のI・M両家のプライバシーに充分ご配慮頂くことを、切にお願い申し上げます。

？ 添付文書

1. 本件について、支援者が私達家族への聴き取り調査に基づき記述した、ミニコミ紙の当該紙面を2種各1部ずつ同封します。
2. 本件に係わったNHK関係者及びウニタ書房遠藤忠夫の名刺写しを同封します。

？ 回答期日及び取り扱い

1. 本質問状へのご回答は、本書到着の後1ヶ月以内に文書にて行って下さい。
2. 本質問状の提出及びご回答内容については、各マスコミ、拉致問題にかかわっている主要支援者に対し、公表します。

N/T